

規制改革・民間開放の推進に関する第 2 次答申（抄）

（平成 17 年 12 月 21 日）

．横断的制度整備等

3 規制の見直し基準の策定等

2．規制影響分析（R I A）の義務付け

【問題意識】

規制影響分析（R I A）は、規制の新設や改廃に際し、適切な合意形成を図る観点から、実施に当たって想定される負担や効果といった影響を事前に客観的に分析し、公表することにより、その透明性の向上を目指す手法であり、規制改革・民間開放推進 3 年計画（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）にて言及されているとおり、その導入を推進することとされている。

これまで、規制改革・民間開放推進会議においては、総務省と連携して R I A の手法の活用を推進しており、平成 16 年 8 月には「規制影響分析（R I A）の試行的実施に関する実施要領」を策定するなど、各府省の取組を促進してきた。これを受け、各府省において平成 17 年 10 月 1 日現在で 100 件を超える R I A の試行が実施、公表されており、着実に取組が進展してきた。

総務省は、各府省において実施された試行的な R I A の実施状況を把握・分析し、その結果を取りまとめるとともに、これにより得られた知見・情報等の各府省への提供や調査研究等に取り組み、政策評価の観点から規制の評価手法の開発を推進してきた。また、物価安定政策会議においては、公共料金分野における R I A ガイドラインの策定に向け、検討を重ねている。

当会議としては、各府省の R I A の実施状況や総務省による検討状況についてフォローアップを行ってきたが、R I A の本格導入に向けての環境が整いつつあるとの認識を得るに至っており、早期に R I A の本格導入ができるよう、取組みを加速していく必要があると考える。

なお、規制の新設や改廃の際には、各府省において、できる限り幅広く R I A の手法が適時に活用されることが重要であるが、R I A の義務付けの範囲、R I A 実施のタイミング等義務付けの具体的な枠組みについては、R I A 実施の必要性等を勘案しつつ検討を進めるとともに、検討の結果、軽微等の理由で義務付けに至らないものがあるとしても、自主的に R I A が実施されるような枠組みを構築することが必要であるとする。

【具体的施策】

各府省は引き続き、R I A の試行を積極的に実施するとともに、総務省は引き続き、その実施状況の把握・分析や調査研究を通じて、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で、規制について事前評価を義務付けるため必要な措置を講ずべきである。【平成 18 年度措置】

また、各府省は、事前評価の義務付けに至らない規制についても、積極的かつ自主的にこれを行うよう努めることとし、総務省は、これを促進するために必要な措置を講ずべきである。【平成 18 年度措置】